

社会福祉法人やまゆり福祉会 八王子美山学園生活介護事業工賃規程

（目的及び適応範囲）

第1条 この規程は、社会福祉法人やまゆり福祉会八王子美山学園（以下「学園」という。）が行う障害者総合支援法に基づく生活介護事業の利用者に対し支給する工賃について、必要な事項を定めるものとする。

（工賃の支払方法）

第2条 工賃は、直接利用者本人に対し、通貨でその全額を支払い、領収簿に本人の署名又は捺印後、学園に提出することで確認する。ただし、本人が領収簿に署名又は捺印することが困難である場合には、代理者が捺印することができる。

（工賃の計算期間及び支払期日）

第3条 工賃は、毎月2回、前々月の21日から前月の20日までの分を翌月5日及び20日に支払う。ただし、支払日が休日にあたる場合は、その後日の通所日に支払う。また、通所日の都合でやむを得ない場合は、支払日を他の日に繰り延べことがある。

（工賃の計算）

第4条 工賃の計算は、別表の「作業工賃基準表」に基づき、生産活動に従事する利用者の勤務実態及び生産能力に応じて支払うものとする。

（工賃計算の単位）

第5条 工賃計算の単位は、10円とし、10円未満の場合は切り捨てとする。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、工賃に関する事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年1月21日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月21日より施行し、同日以降に発生する工賃から適用する。

別表（第4条関係）

作業工賃基準表

区分	支給額	評価
A	600円 (300円+300円)	① 支援員が付き添い、支援をする必要がある。 ② 支援をしていても作業を行わないことがある。
B	1,100円 (550円+550円)	① 支援員が付き添い、支援をする必要がある。 ② 手が止まることがあるが、声掛けで作業を再開できる。
C	1,700円 (850円+850円)	① 支援員が付き添い、側で見守る必要がある。 ② 手が止まることがあるが、声掛けで作業を再開できる。
D	2,200円 (1,100円+1,100円)	① 支援員が付き添い、側で見守る必要がある。 ② 見守りをしていれば作業を継続して行える。
E	3,300円 (1,650円+1,650円)	① 支援員が常時つかなくても作業を行える。 ② 手が止まることがあるが、自ら作業を再開できる。 ③ 支援員による最終確認が必要。
F	4,400円 (2,200円+2,200円)	① 支援員が常時つかなくても作業を行える。 ② ゆっくりではあるが作業を継続して行える。 ③ 支援員による最終確認を必要としない。
G	5,500円 (2,750円+2,750円)	① 支援員が常時つかなくても作業を行える。 ② 作業を継続して行える。 ③ 支援員による最終確認を必要としない。
H	11,000円 (5,500円+5,500円)	① 数回の説明で仕事内容を理解し、取り組むことができる。 ② 難しい工程を行うことができる。 ③ 他の作業に比べて、正確さと体力が必要である。
I	16,500円 (8,250円+8,250円)	①数回の説明で仕事内容を理解し、取り組むことができる。 ②接客などの人と関わる仕事ができる。

※作業に参加しなかった場合、その日数に応じて、減額する。

※他の利用者より長い時間作業を行った場合、その時間に応じて、増額する。

※「B」から「G」の人が、祝日に作業をした場合、1日につき、50円増額する。

※夏季など一定の期間、作業場が変更になる場合はその間の工賃を作業内容に応じて変更する。